



【引っ越しの際の破損・紛失トラブルに気を付けましょう！】

【事例】

3月に、引越業者に荷造りを任せて引っ越しをし、荷物の一部を開封せず、そのままにしておいた。7月に中身を確認したところ、壺が割れていることがわかった。

引越業者の責任だと思うが、引越業者からの弁償がないのが不満。

【アドバイス】

★破損や紛失があった場合、荷物の引き渡し後3カ月以内に申し出しないと事業者の責任が消滅してしまうので、引っ越し完了後に、すぐに荷物の確認してください。

★引っ越しの契約の際には、約款をよく確認することが大切です。

★事前に貴重品や壊れやすいものなどは、申告しましょう。

引っ越し後
すぐに、荷物の
中を確認しま
しょう



【問題】

①引っ越しの際に破損や紛失があった場合、荷物の引き渡し後6ヶ月後でも事業者の責任を問うことができる。

【答え】 ×

破損や紛失があった場合、荷物の引き渡し後**3カ月以内**に申し出ないと事業者の責任が消滅してしまいます。

身に覚えのない請求や、不審な電話・メールなど、お困りの際は

[鎌ヶ谷市消費生活センター](#)にお気軽にご相談ください。

場所: 鎌ヶ谷市役所2階商工振興課内

電話: 047-445-1246

時間: 平日(土日祝日・年末年始除く) 10時~12時 13時~16時

